

信用保証ガイド

2019

CREDIT
GUARANTEE
GUIDE



2019年3月に群馬県信用保証協会のホームページをリニューアルしました。『金融機関専用ページ』のログインに必要な【ユーザー名】と【パスワード】は、これまでと同じとなっています。保証の手続きに関する様式類や信用保証の手引きなどを掲載していますので、ぜひご活用ください。ホームページに関するご不明な点がございましたら、総務部企画課までご連絡ください。

1. スマートフォンやタブレット端末で閲覧がしやすくなりました。

ホームページを閲覧していただく機器に応じて画面が可変するようにいたしました。スマートフォンやタブレット端末などの小さな機器でも閲覧しやすく工夫をしておりますので、外出先でもご活用ください。

2. 簡易な信用保証料シミュレーションができます。

簡易な信用保証料シミュレーションができるようになりました。保証申込の目安としてご活用ください。なお、より詳細な信用保証料や条件変更時の信用保証料をお知りになりたい場合は、従来と同様に「保証料事前照会書」を担当部署までご送付ください。

3. 金融機関の皆さまに向けた情報の充実を図りました。

金融機関専用ページ内に金融機関の皆さまへの「お知らせ掲示板」を新たに設けました。保証月報でお知らせした内容などを掲示しますので、ご覧ください。

また、保証の手続きに関するQ & A集を新たに設けました。金融機関の皆さまからご照会いただく頻度の高い質問を中心に掲載しておりますので、ご活用ください。

今後も適時適切な情報の提供に努めて参りますのでよろしくお願いいたします。

FM GUNMAとの共同制作番組

「チャレンジ・ザ・ドリーム～群馬の明日をひらく～」をお聞きください！

群馬県信用保証協会は、平成25年4月から「創業・起業」にスポットを当てた番組を、FM GUNMAと共同制作し、放送しています。ぜひ、お聞きください。

○こんな番組です

夢への挑戦をテーマに、明日に向かって走っている人を応援する番組です。メインコーナーでは、企業のトップや経済界のリーダーの声をFM GUNMAのパーソナリティーが様々な切り口でインタビューします。

○プログラム

① トップインタビューコーナー

群馬を代表する企業や、群馬にゆかりのある企業の社長等に登場していただきます。創業時・事業承継時に経験したこと、経営者となってからのチャレンジの軌跡、これから創業する方や若者へのアドバイスなど、興味深い話を聞くことができます。

② チャレンジ企業紹介コーナー

新規創業者や若手経営者、特色のある取り組みを行う事業者、急成長している中小企業などを紹介します。

③ 保証協会からのお知らせコーナー

保証協会からのトピックスを、保証協会職員がお伝えします。

○放送日時

毎月第1木曜日 12:00～12:55(55分間) 【再放送】 2日後の土曜日 8:00～8:55

※ 番組内容は、当協会の保証月報やホームページでも紹介しています。

目 次

【 Topics 】	2
創立70周年記念保証「Gリピートプラス保証」のご案内	2
金融機関連携協調支援保証「令和パートナー保証」のご案内	3
財務支援課での取り組みに関するご紹介	4
申込書類の元号表記について	4
 第 1 章 信用保証協会と業務内容	5
I 信用保証協会の概要	5
II 信用保証の対象となる中小企業・小規模事業者	6
III 信用保証の内容	10
IV 「三つの支援」と事業承継支援のご案内	11
 第 2 章 保証制度のご案内	16
I 経営力強化保証のご案内	16
II 経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)のご案内	19
III 借換保証制度「Gプライム保証」のご案内	20
IV 事業承継保証制度「次世代サポート保証」のご案内	21
 第 3 章 主な保証制度一覧表	22

反社会的勢力に係る企業等への保証はいたしません

1. 暴力団等の反社会的勢力は、信用保証の対象とはなりません

公共性の高い使命と重い社会的責任を負う信用保証協会としては、暴力団等の反社会的勢力に対しては信用保証を行いません。

また、申込人や保証人が、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う場合も保証の対象としておりません。

信用保証をご利用の際にご提出いただく信用保証委託契約書には、委託者ご本人または保証人が暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと、またはそれに類する行為を現在かつ将来にわたり行わないことなどを表明、確約していただくため、反社会的勢力を排除する旨の条項を定めております。

暴力団等の反社会的勢力は、信用保証の対象とはなりませんのでご注意ください。

信用保証制度を不正に利用した場合は、法令により処罰されます。

2. 第三者が介在、介入する保証申込は取り扱いいたしません

信用保証協会では、信用保証制度を悪用する行為を排除し、公正な保証の取り扱いをするために、暴力団関係者や金融斡旋屋等の第三者が介在、介入する保証申込は取り扱いいたしません。

～当協会創立70周年を記念した期間限定の保証制度で中小企業・小規模事業者の皆さまを応援します～

● 創立70周年記念保証「Gリピートプラス保証」のご案内

当協会は令和元年10月に創立70周年を迎えます。70周年の感謝を込めて平成30年9月から取り扱いを開始した金融機関連携型短期継続保証「Gリピート保証」を拡充し、一部要件を見直した「Gリピートプラス保証」を令和元年6月から7カ月の期間限定で取り扱います。

ご利用にあたっては、一定の要件がございますので、ご不明な点がございましたら、営業部・各支店の保証課または保証統括部 保証推進課までお問い合わせください

● 「Gリピートプラス保証」の概要

対象者 (資格要件)	次のすべてを満たす中小企業・小規模事業者 1 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算(確定申告)を行っている方 2 申込金融機関において、現在プロパー融資の残高がある方 3 直近の決算において、債務超過ではない方 4 直近2期の決算において、いずれかの決算が経常利益を計上している方 5 すべての取引金融機関において、現在返済緩和を行っていない方
資金使途	運転資金
保証限度額	7千万円(本制度と「Gリピート保証」の合計額が直近決算の平均月商の2倍以内) ただし、既存の保証協会の保証債務残高とお申込みいただいた「Gリピートプラス保証」の合計が1億5千万円以内となること。(初回申込時のみで、継続更新時はこの限りではありません。)
保証期間	1年以内
返済方法	一括返済
担保	原則として不要です。
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。
融資利率	金融機関所定利率
保証料率	0.35%～1.80%(通常の保証料率より0.10%低率に設定しています。)
期日到来時の対応	1 更新 ① 更新の手続きは新規保証による借換となります。(保証条件変更による期日の延長での対応はできません。) ② 更新時は、取扱金融機関によるモニタリングの報告書を提出していただきます。 ③ 3回目以降の更新(通算3年間を超える際の更新)は、1年ごと(更新手続きごと)に資格要件の確認をさせていただきます。資格要件を満たす場合は本制度の継続利用が可能となります。資格要件を満たすことができない場合は、下記2または3のいずれかで対応していただきます。 2 長期分割返済への借換 保証期間10年以内で、返済据置期間はなしとします。 3 自己資金による完済
その他	・本制度の初回取り扱いは令和元年12月27日までとなります。継続利用についてはこの限りではありません。 ・本制度は、1企業につき1口限りの利用となります。 ・本制度をお申し込みの際は、所定の「申込人資格要件確認書」を添えてください。 ・ご不明な点は、営業部・各支店の保証課または保証統括部 保証推進課へお問い合わせください。

～ 金融機関と連携して中小企業・小規模事業者の皆さまの資金調達をサポートします ～

金融機関連携協調支援保証「令和パートナー保証」のご案内

当協会と金融機関が連携して中小企業・小規模事業者の皆さまの資金調達をサポートするために協調支援保証制度を取り扱います。

ご利用にあたっては、一定の要件がございますので、ご不明な点がございましたら、営業部・各支店の保証課または保証統括部 保証推進課までお問い合わせください。

●「令和パートナー保証」の概要

対象者 (資格要件)	次のすべてを満たす中小企業・小規模事業者 1 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算(確定申告)を行っている方 2 申込金融機関が、今後も積極的に支援・育成を行いたい中小企業・小規模事業者の方 3 以下の要件を満たす方 【法人】 直近決算において、債務超過ではない、または経常利益を計上している方 【個人】 直近の確定申告が「青色申告」で貸借対照表を作成していて、所得金額が3百万円以上の方
保証限度額	7千万円(ただし、一般保証の範囲内)
協調融資	本件の実行と同時に、保証付融資と同一期間で、プロパー融資を実行していただきます。 プロパー融資の協調割合については、今回の融資総額に対し、3割以上とします。 ただし、既往借入金の借換を含む場合は、増額与信部分について、協調割合を適用します。
保証期間	10年以内(据置期間1年以内)
資金使途	運転資金(既往借入金の借換を含む)
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。 ただし、保証付融資とプロパー融資の連帯保証人は同一条件にさせていただきます。
担保	必要に応じて提供していただきます。 なお、今回の融資に際して、申込人等が新たな担保提供をする場合は、保証付融資とプロパー融資の担保を同一条件にさせていただきます。
返済方法	均等分割返済
貸付形式	証書貸付
責任共有	申込金融機関が選択している責任共有方式
融資利率	金融機関所定利率
保証料率	0.45～1.90%
その他	- 本制度の取り扱いは令和4年3月31日までとなります。 - 本制度をお申し込みの際は、所定の「申込人資格要件確認書」を添えてください。



～返済の軽減を希望するお客さま、返済軽減中のお客さまの対応は事前にご相談ください～

① 財務支援課での取り組みに関するご紹介

保証付融資を借入当初の返済条件のとおり返済していたお客さまから「返済条件の変更(返済緩和)により負担軽減を図りたい」とのご要望があった場合は、事前に当協会までご相談ください。保証課及び財務支援課でお客さまの資金繰りに関するサポートについて検討させていただきます。

また、保証付融資を返済緩和しているお客さまの返済正常化に向けた支援も行っています。借換による集約など当協会から提案をさせていただきますので、ぜひご相談ください。

① 借入当初の返済条件を見直して返済負担の軽減を図る場合

保証付融資の返済緩和をしていないお客さまから返済負担の軽減を図りたいのご要望があった場合は、保証条件変更手続きを行う前に必ず当協会までご相談ください。また、お客さまの現況や資金繰り、今後の見込みなどについて、確認をしていただきますようお願いいたします。確認していただいた内容に基づき当協会から最適な方法をご提案させていただきます。

② 返済を軽減しているお客さまへの返済正常化に向けた支援

当協会の財務支援課から金融機関の皆さまに借換の提案をさせていただきます。必要に応じて当協会からお客さまへ直接説明をさせていただきます。なお、借換の提案内容に同意いただけない場合は、経営改善に関するメニューを提案させていただくこともあります。

金融機関の皆さまにおかれましては、お客さまの経営改善に資する取り組みに、ご理解とご協力をお願いいたします。

③ 申込書類の元号表記について

5月1日より元号が「令和」と改められました。当協会の申込書類については、「平成」の元号が印字されているものと、元号等が印字されていないものがあります。

元号が印字されていないものをご使用いただく場合は、元号「令和」を手書きで記入してください。

年 月 日	⇒	令和 元年〇〇月〇〇日
-------	---	-------------

「平成」が印字されているものをご使用いただく場合は、「平成」を二重線で消し、その上部余白部分に元号「令和」を手書きで記入してください。元号の訂正につきましては、訂正印を押印していただく必要はありません。

平成 年 月 日	⇒	令和 平成 元年〇〇月〇〇日
----------	---	-------------------

元号が印字されていないものをご使用いただく場合は、西暦で記入していただくことができます。

年 月 日	⇒	2019年〇〇月〇〇日
-------	---	-------------

ご不便をおかけいたしますが、上記のようにご対応をお願いいたします。

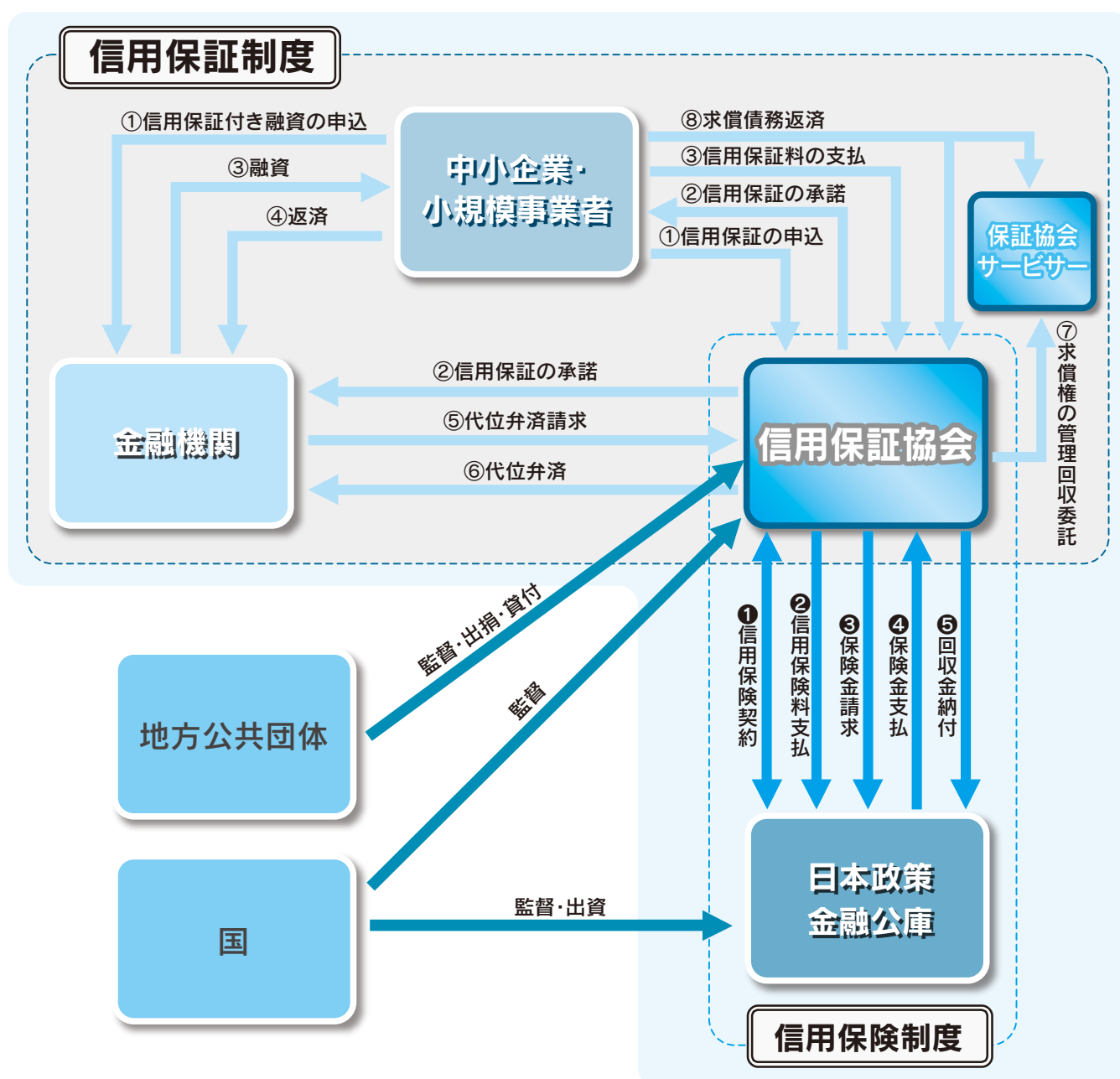
I 信用保証協会の概要

1 信用保証協会

信用保証協会は、「信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)」に基づき設立、運営されている公的な保証機関です。中小企業・小規模事業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際、公的な機関として「信用保証」を行って、資金繰りをサポートするとともに、関係機関と連携して各種支援業務を行います。全国に51協会あり、群馬県においては群馬県信用保証協会が業務を行っています。

2 信用補完制度

信用補完制度は、中小企業・小規模事業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が行う債務の保証について日本政策金融公庫が再保険を行う「信用保険制度」の総称です。両制度は、相互に一体的に機能しています。



Ⅱ 信用保証の対象となる中小企業・小規模事業者

1 人格

(1) 原則として対象となる人格

個人	・ 個人事業者は対象となります。
会社	・ 株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社が対象となります。 ・ 士業法人(監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人及び行政書士法人)も対象となります
組合	「5 規模(2) 組合の場合」を参照してください。
特定非営利活動法人(NPO 法人)	・ 特定事業を行う NPO 法人は原則として対象となります。ただし、個別法により中小企業者と「みなされた」NPO 法人は、一部の保証制度のみ対象となります。

(2) 一部対象となる人格・対象とならない人格

一般社団法人 一般財団法人 社会福祉法人	以下の場合を対象となります。 ・ 医業を主たる事業とする場合
その他	学校法人・宗教法人・中間法人・有限責任事業組合(LLP)は対象となりません。

※ 医業には、日本標準産業分類上の「病院」「一般診療所」「歯科診療所」「獣医業」および「介護老人保健施設」が該当します。

※ 上表以外にも対象となる場合もございます。

2 住所

群馬県内において事業を行っている中小企業・小規模事業者で、下表の個人または法人が対象となります。なお、地方公共団体の制度融資によっては、別途定めがあるものもございます。

個人	住居または事業所のいずれかが群馬県内にある方
法人	群馬県内に本店または事業所を有する中小企業・小規模事業者

3 業種

商工業等の大部分の業種が対象となりますが、主に次の業種は対象外となります。

主な対象外業種	・ 農業 ・ 林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く) ・ 漁業 ・ 金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く) ・ その他、信用保険法で定める一部のサービス業
---------	---

なお、信用保証制度の目的から保証対象とすることが好ましくない業種や制度上積極的に支援・育成するにふさわしくないサービス業の業種については、保証の対象になりません。

4 営業経歴

営業年数は問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば対象となります。創業関連保証等、創業に係る一部の保証制度では、これから創業する方も保証の対象となります。なお、地方公共団体の制度融資によっては、別途定めがあるものもございます。

5 規模

(1)個人・会社の場合

個人の場合、常時使用する従業員の数が下表に該当すれば対象となります。

会社の場合、資本金と常時使用する従業員の数のいずれかが下表に該当すれば対象となります。

また、NPO 法人の場合は、常時使用する従業員の数が下表に該当すれば規模要件を満たすことになります。

【保証の対象となる企業規模】

業 種	資本金または出資金	常時使用する従業員
製 造 業 等	3 億円以下	300人以下
卸 売 業	1 億円以下	100人以下
小売業(飲食業を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業(士業法人を含む)	5,000万円以下	100人以下
医 療 法 人 等	—	300人以下

次の政令特例業種については規模要件が異なります(NPO 法人には適用されません)。

業 種	資本金または出資金	常時使用する従業員
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3 億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3 億円以下	300人以下
情報処理サービス業		
旅館業	5,000万円以下	200人以下

※ 製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。

【例】建設業、不動産業(建物売買業、土地売買業、不動産賃貸業、貸家業、貸間業、不動産代理業・仲介業、不動産管理業)、運送業、通運事業、倉庫業、印刷業、出版業、電気・ガス供給業、生命・損害保険代理業、土石採取業、木材伐出業、鉱業

※ 医療法人等とは、医療法人及び医療を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人または社団法人をいいます。

※ 医業を営む個人の「常時使用する従業員」の規模要件は100人以下となります。

※ 中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証の規模要件等は、別に定められています。詳しくは当協会までお問い合わせください。

(2)組合の場合

当該組合が保証対象事業を営むこと、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営むことなどが要件となっており、組合自体の出資の総額及び従業員についての規制はありません(ただし、構成員に規則を設けるものもあります)。保証対象となる組合とその要件等詳細については、当協会までお問い合わせください。

6 許認可業種

免許・許可・認可・登録・届出等を必要とする業種(許認可業種)については、その許認可を取得していることが必要です。保証申込時に許認可証の写しをご提出していただきます。

許認可等を受けている方と借入名義人が一致していることが必要ですが、個人事業者の一部認可については、借入人と許可名義人が異なっても対象となるものもあります。

また、許認可は、有効期間内であることが必要です。ただし、許認可の有効期間を経過していても、有効期限内に再申請の手続をしている場合については、許可申請書の写しをもって保証を行うことができます。許認可の再申請手続き中に保証を行った場合は、許可取得完了後に許認可証の写しをご提出していただきます。

【許認可の確認が必要な業種一覧】（注） 許認可権者の（ ）内は、各根拠法による権限委任先

番号	業 種	許可等	根 拠 法	有効期限	許認可権者
1	食料品製造業	許可	食品衛生法(52条)	5年を下らない期間	都道府県知事(市長)
2	食料品販売業	許可	食品衛生法(52条)	5年を下らない期間	都道府県知事(市長)
3	飲食店・喫茶店	許可	食品衛生法(52条)	5年を下らない期間	都道府県知事(市長)
4	建設業	許可	建設業法(3条)	5年	国土交通大臣または都道府県知事
5	一般乗合旅客自動車運送事業 一般乗用旅客自動車運送事業	許可	道路運送法(4条)	—	国土交通大臣(地方運輸局長)
6	一般貸切旅客自動車運送事業	許可	道路運送法(4条・8条)	5年	国土交通大臣(地方運輸局長)
7	特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法(43条)	—	国土交通大臣(地方運輸局長)
8	自家用有償旅客運送事業	登録	道路運送法(79条)	2年 (更新時2年または3年)	経済産業大臣(経済産業局長)
9	一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法(3条)	—	国土交通大臣(地方運輸局長)
10	特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法(35条)	—	国土交通大臣(地方運輸局長)
11	旅館業	許可	旅館業法(3条)	—	都道府県知事または市長
12	住宅宿泊事業	届出	住宅宿泊事業法(3条)	—	都道府県知事(市長)
13	古物営業	許可	古物営業法(3条)	—	都道府県公安委員会
14	薬局	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(4条)	6年	都道府県知事
15	医薬品(体外診断用医薬品を除く)・医薬部外品・化粧品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(12条)	5年 (薬局製造販売医薬品の製造販売は6年)	厚生労働大臣(都道府県知事)
16	医薬品(体外診断用医薬品を除く)・医薬部外品・化粧品製造業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(13条)	5年 (薬局製造販売医薬品の製造販売は6年)	厚生労働大臣(都道府県知事)
17	医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の2)	5年	厚生労働大臣(都道府県知事)
18	医療機器・体外診断用医薬品製造業	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の2の3)	5年	厚生労働大臣
19	再生医療等製品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の20)	5年	厚生労働大臣(都道府県知事)
20	再生医療等製品製造業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の22)	5年	厚生労働大臣
21	医薬品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(24条)	6年	都道府県知事
22	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(39条)	6年	都道府県知事
23	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(39条)	6年	都道府県知事
24	医療機器修理業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(40条の2)	5年	厚生労働大臣(都道府県知事)

番号	業 種	許可等	根 拠 法	有効期限	許認可権者
25	再生医療等製品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(40条の5)	6年	都道府県知事
26	一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(7条)	2年	市町村長
27	産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条)	5年 (更新時5年または7年)	都道府県知事
28	特別管理産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条の4)	5年 (更新時5年または7年)	都道府県知事
29	有料職業紹介事業	許可	職業安定法(30条)	3年(更新時5年)	厚生労働大臣
30	病院・診療所・助産所	許可	医療法(7条)	—	都道府県知事
31	宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法(3条)	5年	国土交通大臣または都道府県知事
32	酒類製造業	免許	酒税法(7条)	—	税務署長
33	酒母・もろみ製造業	免許	酒税法(8条)	—	税務署長
34	酒類販売業	免許	酒税法(9条)	—	税務署長
35	第1種高圧ガス製造業	許可	高圧ガス保安法(5条)	—	都道府県知事または指定都市の長
36	液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(3条)	—	経済産業大臣(経済産業局長)または都道府県知事
37	労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(5条)	3年(更新時5年)	厚生労働大臣
38	家畜商	免許	家畜商法(3条)	—	都道府県知事
39	浄化槽清掃業	許可	浄化槽法(35条)	期限を付すことができる(概ね2年)	市町村長
40	興行業(映画館・劇場)	許可	興行場法(2条)	—	都道府県知事
41	浴場業	許可	公衆浴場法(2条)	—	都道府県知事
42	測量業	登録	測量法(55条)	5年	国土交通大臣
43	砂利採取業	登録	砂利採取法(3条)	—	都道府県知事
44	採石業	登録	採石法(32条)	—	都道府県知事
45	建築士事務所	登録	建築士法(23条)	5年	都道府県知事
46	電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律(3条)	5年	経済産業大臣(経済産業局長)または都道府県知事
47	自動車分解整備事業	認証	道路運送車両法(78条)	—	地方運輸局長
48	揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(3条)	—	経済産業大臣(経済産業局長)
49	揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の2)	—	経済産業大臣(経済産業局長)
50	軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の9)	—	経済産業大臣(経済産業局長)

Ⅲ 信用保証の内容

1 保証限度額

1 企業者に対する保証限度額は下表のとおりです。

個人・法人	2 億8,000万円
組合	4 億8,000万円

このほか、国の各種政策目的により制定された特別保証について上記保証限度額とは別に保証限度額が設けられているものもあります(セーフティネット保証等)。詳細は、P 22以降の「主な保証制度一覧表」をご覧ください。

2 資金使途

事業経営に必要な運転資金、設備資金

3 担保・連帯保証人

担保は、必要に応じて提供していただきます。

連帯保証人は、原則として法人代表者以外は徴求いたしません。

4 信用保証料

(1)一般的な保証における信用保証料(弾力化)

信用保証協会では、信用保証を利用する中小企業・小規模事業者から信用保証料をいただいています。信用保証料の計算に用いる信用保証料率は、個々の中小企業・小規模事業者の財務状況などを考慮し、原則として9つの区分の中から適用されます。一般的な信用保証料率は下表のとおりです。

(単位：％)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有制度対象外の信用保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

(2)信用保証料率の割引

担保を提供していただく場合や、会計参与を設置している等財務内容の透明性が高い法人、群馬県の県制度融資の一部などにおいては、信用保証料率の割引を行っています。

(3)一定の信用保証料率が適用される保証制度

一部の保証制度については、一定の信用保証料率が適用されます。下表はその代表的な保証制度です。

セーフティネット保証(1～4・6号)	0.80％	セーフティネット保証(5・7・8号)	0.68％
災害関係保証	0.80％	東日本大震災復興緊急保証	0.80％
創業関連保証	0.70％	創業等関連保証	0.70％
創業チャレンジ資金	0.50％	女性・若者・シニアチャレンジ資金	0.45％
事業再生保証(D I P 保証)	2.20％	特別小口保証	0.70％
流動資産担保融資保証(A B L 保証)	0.68％	危機関連保証	0.80％

信用保証料率に関して、ご不明な点がございましたら、営業部・各支店の保証課または保証統括部 保証推進課までお問い合わせください。

Ⅳ 「三つの支援」と事業承継支援のご案内

当協会は、信用保証業務のほかにも、相談、診断、情報提供等の各種支援サービスにも取り組んでいます。「創業支援」「経営支援」「再生支援」を「三つの支援」と呼び、更に事業承継支援も加え、中小企業・小規模事業者を積極的にサポートします。

また、当協会では「三つの支援」と事業承継支援を、よりスピーディに、より確実に実施するために、関係機関と連携しています。当協会が事務局を務める「群馬県中小企業支援ネットワーク会議」「群馬県経営サポート会議」での連携、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」(平成11年法律第18号)に基づく「認定経営革新等支援機関(略称：認定支援機関)」との連携など、関係機関との緊密な連携による中小企業・小規模事業者の皆さまへの支援体制強化を図っています。専門の担当者がネットワークで結びつくことで、より質の高い支援を行えるよう努めています。

中小企業・小規模事業者

関係機関の
有機的連携による支援

信用保証業務・各種支援業務の総合的連携

群馬県

市町村

金融機関

商工会議所

商工会

群馬県信用保証協会

群馬県中小企業支援ネットワーク会議

関東経済産業局

前橋財務事務所

群馬県

県産業支援機構

県中小企業再生支援協議会

県中小企業団体中央会

県事業引継ぎ支援センター

県中小企業診断士協会

経営診断・経営改善計画策定支援

認定支援機関

商工会議所

商工会

金融機関

税理士・中小企業診断士等

群馬県経営サポート会議

創業支援

経営支援

再生支援

事業継承支援

支援業務での連携

1 保証協会の相談窓口のご案内

当協会では、中小企業・小規模事業者と一緒に金融や経営上の問題点を考え、経営をサポートしていくために、以下のとおりさまざまな相談業務を行っています。

なお、ご相談は無料ですので、お気軽にご利用ください。

(1) 出前金融・経営相談

当協会の専門スタッフが、直接中小企業・小規模事業者の皆様を訪問し、金融・経営に関するご相談に対応いたします。中小企業・小規模事業者の経営者の方は、財務資料が手許にあり、会計担当者や工場長等が近くにいる環境で相談いただくことができます。

出前金融・経営相談をご希望される経営者の方は、保証統括部 経営支援課(TEL 027-219-6003)にご連絡ください。

(2) 窓口相談

当協会の営業部・各支店の保証課に、「金融・経営窓口相談コーナー」を設けています。当協会の営業時間内であれば、いつでもご相談に対応いたします。

(3) 関係機関との連携

支援業務の専門機関である群馬県産業支援機構や商工会議所・商工会(群馬県商工会連合会)等と連携してご相談に対応させていただくこともございます。群馬県中小企業サポーターズ協議会にも加入して、活動しています。

(4) 中小企業経営診断システムによる経営診断報告書

C R D(中小企業信用リスクデータベース)協会が開発した、簡易に経営の現状診断・将来診断のできる中小企業経営診断システムによる経営診断報告書を無料で提供しています。ご希望の方は、当協会までご連絡ください。

2 創業支援のご案内

当協会は、相談(創業応援チーム・女性創業応援チーム「シルキー クレイン」)、ガイドブック(創業計画サポートガイド)、金融(創業チャレンジ資金、女性・若者・シニアチャレンジ資金)、広報・セミナー(FM GUNMA ラジオ番組「チャレンジ・ザ・ドリーム」、創業セミナーの開催)によるトータルサポートで、創業者の皆様をナビゲートいたします。

(1) 創業応援チーム・女性創業応援チーム「シルキー クレイン」による創業支援活動

当協会では、営業部・各支店の保証課に「創業応援チーム」、女性創業応援チーム「シルキー クレイン」を配置しています。

「創業応援チーム」は、創業支援統括責任者、創業支援責任者、創業支援担当で構成し、営業部・各支店に配置しており、創業に関するご相談に対して万全の体制を整えています。

さらに、女性創業応援チーム「シルキー クレイン」についても、営業部・各支店の保証課にメンバーを配置しています。創業を志す女性や女性経営者に対して、経営上のさまざまな相談がしやすい環境作りを心がけ、女性ならではの観点・感性を活かした支援を行い、よきパートナーとして成長・発展をサポートさせていただきます。

創業に関するご相談がございましたら、お気軽にお問い合わせください。お問い合わせは、営業部・各支店の保証課または女性創業応援チーム「シルキー クレイン」専用ダイヤル(TEL 027-226-6112)までご連絡ください。

応援メニューは、「創業に係る各種相談」「創業計画策定等の支援、創業計画全般に対するアドバイス」「創業者の希望する金融機関への連絡、橋渡し」「創業チャレンジ資金、女性・若者・シニアチャレンジ資金による金融支援」「創業後(保証後)の継続的なモニタリング、経営相談」「創業者向けセミナーの開催」等です。

(2) 認定支援機関等との連携

認定支援機関や、群馬県産業支援機構、商工会議所・商工会(群馬県商工会連合会)と連携して、ご相談に対応させていただくこともあります。

(3) 創業計画サポートガイドをご利用ください

当協会では、創業をお考えの方に向けたガイドブック『創業者の皆さんのための 創業計画サポートガイド ～創業計画の作り方から創業後のサポートまで～』を発行しています。

創業にあたって必要不可欠な「創業計画書」の書き方を中心に説明しているガイドブックです。

創業計画サポートガイドをご希望の方は、総務部 企画課(TEL 027-231-8874)までご連絡いただければ、送付させていただきます。また、当協会のホームページでもご覧いただけます。

(4) 創業支援に係る各種保証制度のご案内

国の保証制度「創業関連保証」、「創業等関連保証」、県の保証制度「群馬県創業者・再チャレンジ支援資金」等がございます。P 22以降の「主な保証制度一覧表」をご覧ください。

3 経営支援のご案内

当協会が事務局を務める「群馬県中小企業支援ネットワーク会議」「群馬県経営サポート会議」を設置し、また認定支援機関が群馬県内でも増加するなど、関係機関との連携による支援体制を一層強化しています。

(1) 群馬県中小企業支援ネットワーク会議

中小企業金融円滑化法の終了を踏まえ、各都道府県で信用保証協会が事務局となり関係機関のネットワーク化に取り組みました。群馬県においては、平成24年9月に「群馬県中小企業支援ネットワーク会議」を設立いたしました。関係機関の連携により、中小企業・小規模事業者の経営改善に取り組めます。

中小企業・小規模事業者の経営支援等に係る構成員の連携強化及びスキル向上を図るため、情報交換会、専門家による講演会、事例研修会等を適時開催しています。

(2) 群馬県経営サポート会議

経営上の課題を抱える個別企業の再生支援等を図るため、当該中小企業・小規模事業者、メイン行を中心とした金融機関及び当協会が、収益性の向上、資金繰りの改善等、経営の改善・再生に向けた事業計画や具体的な支援方法について合意が図られるよう、「群馬県経営サポート会議」を開催して協議を行います。

(3) 経営支援課による経営支援活動

保証統括部 経営支援課の専門スタッフが、保証審査を通じて支援が必要と判断される企業や、金融・経営窓口相談コーナー、出前金融・経営相談等で経営に関する助言や提案をご要望された企業に対して、経営支援課と保証課の職員が専門チーム「経営支援チーム」を組み、企業訪問や経営者等との面談を行いながら、経営改善をサポートいたします。

(4) 財務支援課による経営支援活動

平成30年度に新設した保証統括部 財務支援課が、返済緩和中の企業に対して、返済正常化への道筋を検討し、具体的な返済正常化プランを提案いたします。また、新たに返済緩和を希望される企業に対しても、財務状況や借入状況を確認させていただき、真水支援を含むファイナンスや業績の改善により返済緩和を回避できると判断される場合は、借換や経営支援による早期事業再建をお手伝いいたします。

(5) 認定支援機関をご利用ください

認定支援機関は、中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等を受けられるために、専門的知識や、実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定するもので、公的な支援機関として位置づけられます。「自社の経営を見える化したい」「事業計画(経営改善計画)を作りたい」「取引先を増やしたい、販売を拡大したい」「専門的課題を解決したい」「新たな商品・サービスを開発したい」「金融機関と良好な関係を作りたい」といった相談に対応いたします。

主な支援内容は、「事業計画(経営改善計画)の策定支援」「財務内容その他経営状況の分析、現状把握、経営課題の抽出に係る助言」「事業の実施に必要な指導・助言」等です。

認定支援機関の支援は費用がかかりますが、申請により群馬県経営改善支援センター(群馬県産業支援機構)による費用補助(費用の3分の2、上限200万円)が受けられます。群馬県経営改善支援センターの費用補助に加え、当協会の費用補助も実施しています。補助の内容は、費用の総額から群馬県経営改善支援センターの費用補助を差し引いた、企業が負担する費用3分の1のうちの2分の1(費用総額の6分の1、上限15万円)となります。補助の対象となる方は、【①利用申請時点で当協会の保証をご利用いただいていること】【②認定支援機関による経営改善計画の策定支援が必要であると認められ、経営改善を図ろうとしていること】【③群馬県経営改善サポート会議を活用している、または活用予定であること】のいずれにも該当する方となります。

また、認定支援機関の支援を得て事業計画を策定し、経営改善等に取り組む場合、保証料を通常料率より引下げした(概ね▲0.2%)「経営力強化保証」をご利用いただけます(P16参照)。

(6)経営支援に係る各種保証制度のご案内

国の保証制度「経営力強化保証」、「経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)」、県の保証制度「群馬県経営サポート資金」、「群馬県経営力強化アシスト資金」、当協会の独自制度「Gプライム保証」等がございます。詳細は、P22以降の「主な保証制度一覧表」をご覧ください。

4 再生支援のご案内

(1)経営支援課が支援します

保証付き融資の延滞や期限経過が発生している中小企業・小規模事業者のうち、存続と再生の可能性が見込まれる先に対して、保証統括部 経営支援課が、金融機関や群馬県中小企業再生支援協議会等と連携して、経営改善を応援いたします。

(2)求償権消滅保証

求償権(金融機関に対し保証協会が代位弁済した保証付き融資)の返済のための融資に保証を付すことは認められていません。しかし、代位弁済した中小企業・小規模事業者が事業を継続している場合、事業資金のための新規融資が受けられない状況に陥ることが多いことから、再生計画の策定・実施を前提とするものに限り、求償権の返済のための融資に保証を付して、求償権を消滅させ、金融取引の正常化を図ることができます。

(3)再生支援に係る各種保証制度のご案内

「求償権消滅保証」のほかにも、再生・再挑戦支援に係る各種保証制度があります。具体的には、「経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)」、「群馬県中小企業再生支援資金」、「群馬県創業者・再チャレンジ支援資金」、「事業再生円滑化関連保証(プレDIP保証)」、「事業再生保証(DIP保証)」等があります。また、早期求償権取得(早期代位弁済)、求償権不等価譲渡、DD S(保証付き融資・求償権の資本的劣後化)等の再生支援手法も用意しています。

5 事業承継支援のご案内

(1)経営支援課が支援します

事業承継に関する課題をお持ちの中小企業・小規模事業者に対して、保証統括部 経営支援課が、金融機関、事業引継ぎ支援センター等の関係機関と連携して、事業承継を応援いたします。

(2)事業承継支援に係る各種保証制度のご案内

「次世代サポート保証」、「事業承継サポート保証」、「特定経営承継関連保証」、「経営承継関連保証」、「群馬県中小企業パワーアップ資金」等がございます。詳細は、P22以降の「主な保証制度一覧表」をご覧ください。

6 創業計画・経営改善計画策定支援に係る費用補助のご案内

当協会では、外部専門家を活用した各種計画の策定や創業・経営に関する助言にかかる費用の補助を実施しています。これから創業をお考えの方、経営上で抱える課題解決を図りたい経営者の方は、是非ご活用ください。

〔創業計画の策定支援等について〕

名称	支援内容	外部専門家
【創業計画策定支援等】※ 創業を検討している方へのアドバイスや創業計画策定支援、創業後間もない方へのアドバイスなど	1. メニュー ①〔創業相談からアドバイスまで〕 ②〔創業相談から創業計画策定支援まで〕 2. 外部専門家を活用します。 3. 当協会が全額費用補助します。	中小企業診断士等

〔経営改善計画の策定支援等について〕

名称	支援内容	外部専門家
【経営改善計画策定支援等】※ 経営課題の整理と解決に向けてのアドバイス、返済軽減中の借入を正常化するための計画策定など	1. メニュー ①〔経営診断・事業計画策定支援等〕 ②〔経営改善計画策定支援〕 2. 外部専門家を活用します。 3. 当協会が全額費用補助します。	中小企業診断士等
【事業承継計画策定支援等】※ 事業承継に関するアドバイス、事業承継に向けての留意点やロードマップ等の策定支援	1. メニュー ①〔事業承継助言〕 ②〔事業承継計画策定支援〕 2. 外部専門家を活用します。 3. 当協会が全額費用補助します。	中小企業診断士等
【生産性向上支援】※ 設備投資計画の検証、作業効率向上のためのアドバイスや計画策定支援など	1. メニュー ①〔各種経営計画策定支援〕 ②〔経営力向上計画〕等 2. 外部専門家を活用します。 3. 当協会が全額費用補助します。	中小企業診断士等
【経営改善計画】 認定支援機関による経営改善計画策定事業	企業負担の1/2(費用総額の1/6)を当協会が補助(最大15万円)します。 ただし、モニタリングに係る費用は対象となりません。	認定経営革新等支援機関

※ 国の信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金事業を活用します。

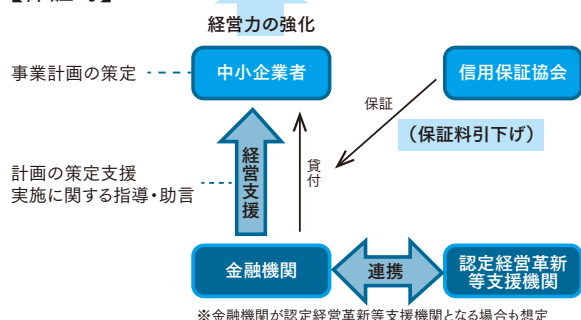
ご不明な点につきましては、保証統括部 経営支援課(TEL 027-219-6003)までお問い合わせください。

I 経営力強化保証のご案内

経営力強化保証制度は、中小企業・小規模事業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関(※)と連携して中小企業・小規模事業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業・小規模事業者の経営力の強化を図ることを目的として創設された制度です。

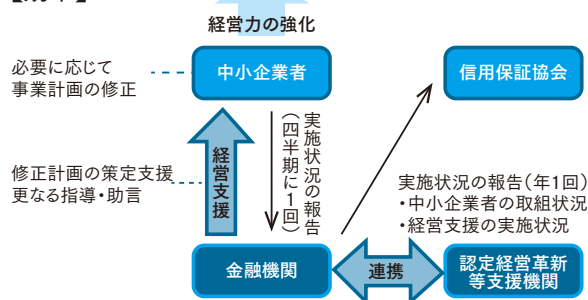
※認定経営革新等支援機関……中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第21条第1項の規定に基づき主務大臣の認定を受けた税理士・金融機関等の専門家です。

【保証時】



※金融機関が認定経営革新等支援機関となる場合も想定

【期中】



ポイント	①認定支援機関の支援 認定経営革新等支援機関による支援を受けて計画を策定し、経営改善を行う企業が対象となります。 ②低い保証料率 通常の保証料率よりも▲0.2%低い保証料率となります。 ③フォローアップ 企業は、金融機関に経営改善計画の進捗状況を四半期ごとに報告し、金融機関は保証協会に年1回報告していただきます。
対象者	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業・小規模事業者
保証限度額	2億8,000万円(無担保保険に係る保証 8,000万円以内・普通保険に係る保証 2億円以内) 特別小口保険に係る保証 2,000万円以内 ※中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円以内
保証割合	金融機関が選択した責任共有制度の方式 (ただし、責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金【平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込み受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む】を本制度で借り換える場合であって、信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合は、責任共有制度の対象除外となります。)
対象資金	事業資金(ただし、事業計画の実施に必要な資金に限ります)
返済方法	一括返済または分割返済 貸付形式 手形貸付・証書貸付
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 運転資金5年以内、設備資金7年以内 (ただし、本制度によって保証付きの既往借入金を借り換える場合は、10年以内。なお、据置期間はそれぞれ1年以内)
貸付金利	金融機関所定
保証料率	責任共有制度の対象の場合 0.45%～1.75% 責任共有制度の対象除外の場合 0.50%～2.00% 原則、申込時の信用力に対応した保証料率よりも1区分低い料率を適用。 ※1 貸借対照表を作成していない等により、当協会が保証料率の判定ができない場合は、通常の保証料率が適用されます。 ※2 特別な理由なく金融機関に対する四半期ごとの報告を怠った場合、通常の保証料率が適用され、差額保証料を追加でお支払いいただく場合があります。
担保	必要に応じて提供していただきます。
保証人	原則として法人の代表者以外は徴求いたしません。
添付書類	信用保証協会所定の申込資料のほか、以下の書面を添付してください。 ①「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ②事業計画書(申込人が策定したもの) ③認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面(事業計画書に記載されている場合は不要)
その他	※本制度は事前相談制とさせていただきます。

事業計画書(経営改善計画書)等における借入金の期末残高推移の記載例

- 経営力強化保証における添付資料「事業計画書(経営改善計画書)」の様式は任意となっていますが、当協会のホームページに掲載している「経営改善計画書(雛形)」を使用する場合は、以下の点にご留意ください。

1. 経営改善計画書の【3. 借入金の期末残高推移(役員、親族からの借入金を除く)】の表にある、「本計画実施に必要な新規借入」の欄は、**上段に括弧書きで年間の調達見込み額の合計金額を、下段に年間の調達見込み額の期末残高**を記載してください。

事業計画書に記載する資金調達計画の金額は、各期における企業の借入等の調達計画の金額であり、本件の保証申込における借入金額のみとは限りませんのでご注意ください。

2. 本件の保証申込における借入金額は、「**経営力強化保証申込人資格要件等届出書**」に記載してください。

～経営改善計画書（当協会のホームページ掲載）の記入例から抜粋～

3. 借入金の期末残高推移（役員、親族からの借入金を除く）

（単位：千円）

調達先		前期実績	今期見込み	計画1期目	計画2期目	計画3期目
		R1/6期	R2/6期	R3/6期	R4/6期	R5/6期
既存借入	◇◇◇信用金庫	106,990	102,190	97,390	92,590	87,790
	◎◎銀行	32,356	29,764	27,172	24,580	21,988
	〇〇〇信用組合	9,700	7,792	5,884	3,976	2,068
	小計	149,046	139,746	130,446	121,146	111,846
本計画実施に必要な新規借入 （調達を上段括弧内）			→ (10,000) 9,502 ←	7,510	(6,000) 10,318 ←	7,126
総合計		149,046	149,248	137,956	131,464	118,972
借入金増減額（前期比）			202	-11,292	-6,492	-12,492

当年度(今期)の借入調達額を記入してください。

※本件のみではなく、当年度の企業としての借入調達額全額となります。

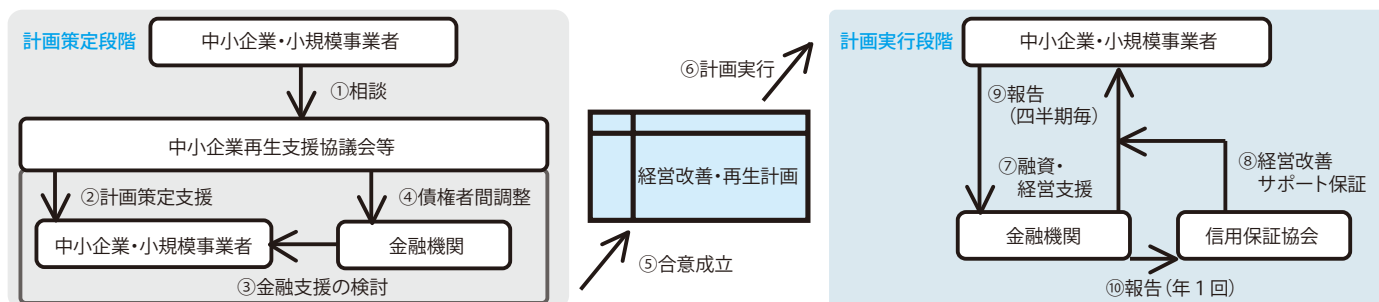
上段括弧内(10,000千円)の当年度末(今期)の借入残高を記入してください。

R4/6期中に6,000千円を調達する計画がある場合は、上段括弧内に記載します。

下段には、R2/6期の新規借入10,000千円のR4/6期末予定残高と、R4/6期の新規借入6,000千円のR4/6期末予定残高の合計金額を記載します。

II 経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）のご案内

中小企業再生支援協議会等の指導または助言を受けて作成した事業再生計画に従って事業再生を行う中小企業・小規模事業者の資金調達を支援することにより、中小企業・小規模事業者の事業再生の着実な進捗を図り、中小企業・小規模事業者の活力の再生を図ることを目的として創設された制度です。



ポイント	①認定支援機関の支援 中小企業再生支援協議会等の支援により作成した事業再生計画に基づき、事業再生の取り組みを行う企業が対象となります。 ②長い保証期間・低い保証料率 分割返済の場合、最大15年の保証、責任共有制度対象の場合0.68%、責任共有制度対象除外の場合0.8%と低い保証料率でご利用いただけます。 ③フォローアップ 企業は、金融機関に事業再生計画の実施状況を四半期ごとに報告し、金融機関は保証協会に年1回報告していただきます。
対象者	下段の「添付書類」に該当する計画に従って事業再生に取り組み、金融機関に対して計画の実行状況の報告を行う中小企業・小規模事業者(第二会社方式による新設会社も含む)です。なお、計画は以下の内容を満たすものまたは含むものとします。 ①債権者間の合意がとれているもの ②申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策 ③計画期間中の各事業年度の収支計画および計画終了時の定量目標ならびにその達成に向けた具体的な行動計画
保証限度額	2億8,000万円(一般保証とは別枠です) (無担保保険に係る保証8,000万円以内・普通保険に係る保証2億円以内) ※中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円以内
責任共有	金融機関が選択した責任共有制度の方式 (ただし、責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金【平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込み受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む】を本制度で借り換える場合であって、信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合は、責任共有制度の対象除外となります。)
対象資金	事業資金(ただし、事業再生計画の実施に必要な資金に限ります)
返済方法	一括返済または分割返済 貸付形式 手形貸付・証書貸付
保証期間	一括返済の場合：1年以内 分割返済の場合：15年以内
貸付金利	金融機関所定
保証料率	責任共有制度の対象の場合：0.68% 責任共有制度の対象除外の場合：0.80%
担保	必要に応じて提供していただきます。
保証人	原則として法人の代表者以外は徴求いたしません。
添付書類	信用保証協会所定の申込資料のほか、以下のいずれかの計画の添付が必要となります。 ①中小企業基盤整備機構の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画 ②認定支援機関(中小企業再生支援協議会および産業復興相談センター)の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画 ③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ④整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画 ⑨自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく調停における調書(同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。)または同法20条に規定する決定において特定されたもの ⑩中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第133条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑪経営サポート会議による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画

Ⅲ 借換保証制度「Gプライム保証」のご案内

複数の保証制度を利用する中小企業・小規模事業者が、借換により借入をひとつに集約することで、中小企業・小規模事業者の月々の返済額の軽減を図り、同時に新たな資金の調達を行うことも可能となっており、中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化を図ることを目的とした当協会独自の保証制度です。

ポイント	①複数の保証制度を集約 種類の異なる保証制度・地方公共団体の制度融資を利用した保証付き融資を借換により一本化できます。 ただし、特別小口保証を除きます。 ②同時に新たな事業資金を導入 保証付きの既往借入金の借換(同額借換)だけでなく、保証付きの既往借入金に新たな事業資金を加えて借換(増額借換)も対応可能です。		
対象者	以下のすべてに該当する中小企業・小規模事業者 ・保証付きの既往借入金があり、種類の異なる保証制度・地方公共団体の制度融資を利用 ・今後、事業を維持・発展させるためには、借入金の集約等により、返済額の軽減や貸付金利の低減が必要と認められる ・CRDランクが「4」以上		
保証限度額	2億8,000万円(一般保証の範囲内)		
責任共有	金融機関が選択した責任共有制度の方式		
対象資金	種類の異なる保証制度・地方公共団体の制度融資を利用した保証付き融資の借入金の返済資金を含む事業資金		
返済方法	均等分割返済	貸付形式	証書貸付
保証期間	15年以内(据置期間は設けません)		
貸付金利	金融機関所定		
保証料率	0.45 ～ 1.35%		
担保	必要に応じて提供していただきます。 なお、借換の対象となる保証付き既往借入金が担保を徴求している場合は、その担保による保全金額を下回らない担保を提供していただきます。		
保証人	原則として法人の代表者以外は徴求いたしません。		
その他留意事項	※本制度は事前相談制とさせていただきます ・所定の「事業計画書」を申込時に添付してください。「事業計画書」は当協会ホームページの金融機関専用ページからダウンロードしてご利用ください。		

Ⅳ 事業承継保証制度「次世代サポート保証」のご案内

中小企業・小規模事業者の課題の一つである事業承継を後押しすることを目的とした制度です。中小企業・小規模事業者がご利用しやすいよう、保証料率を割引しています。事業承継に係る多様な資金調達にご利用いただけます。

ポイント	①事業承継に伴う多様な資金ニーズに対応 事業承継を契機に事業領域を拡大を図る、または事業転換を図るための資金や、事業用資産の取得のための資金など、様々な資金ニーズに対応します。 ②通常の保証料率から、最大約44%割引 事業承継に係る資金調達の負担を軽減するため、通常の保証料率より低率の保証料率を設定しています。									
対象者	・事業承継時から事業承継後3年未満の中小企業・小規模事業者（原則として、組合を除く） ※事業承継にあたり、事業計画を策定し実行する、または実行しようとするのが要件となります。 ※代表者の交代や開廃業を繰り返すものは対象となりません。									
保証限度額	2億8,000万円（一般保証の範囲内）									
責任共有	金融機関が選択した責任共有制度の方式									
対象資金	事業承継に係る以下の資金が対象となります。 ①新たな事業の実施による事業の多角化や事業の転換のための資金 ②申込人以外が所有する事業用資産の取得資金 ③事業承継に起因し、最近3カ月の売上高が前年同期の売上高に比べて10%以上減少したことで生じた経営の安定に必要な資金（借換資金を除く） ※その他、上記以外のケースについても検討させていただきますので、当協会までご相談ください。									
返済方法	分割返済									
保証期間	15年以内（内据置期間1年以内）									
貸付金利	金融機関所定									
保証料率	責任共有保証料率									
	区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	通常の保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	次世代サポート	1.70	1.55	1.35	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.25
	割引率	10.5%	11.4%	12.9%	14.8%	17.4%	20.0%	25.0%	33.3%	44.4%
※会計参与設置等の割引も併用いただけます。										
担保	必要に応じて提供していただきます。									
保証人	原則として法人の代表者以外は徴求いたしません。									
その他留意事項	※本制度は事前相談制とさせていただきます。 ・一事業承継につき1回限りの利用となります。 ・経営安定関連保証（セーフティネット保証）との併用はできません。 ・申込時に、当制度所定の『事業計画書』を添付してください。 ・事業承継日が確認できる資料を添付してください。 （法人：履歴事項全部証明書等、個人：開業届出書等） ・資金使途が、上記対象資金欄の③の場合は、当制度所定の『売上要件確認票』が必要となります。 ・当制度所定の様式は当協会ホームページの金融機関専用ページからダウンロードできます。									

第3章 主な保証制度一覧表

保証制度名			制度略称 信用保証書の表示名	適用となる保険	保証限度額 ※1
国の保証制度	1	一般保証	普通または長期	普通保険または無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	2	手形割引個別保証	手形割引	普通保険または無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	3	手形割引根保証	手形割引根保証	普通保険または無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	4	電子記録債権割引個別保証	でんさい	普通保険または無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	5	電子記録債権割引根保証	でんさい根保証	普通保険または無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	6	事業者カードローン当座貸越根保証	カード当貸	普通保険または無担保保険	100万円以上 2,000万円
	7	当座貸越根保証	当座貸越	普通保険または無担保保険	100万円以上 2億8,000万円
	8	特別小口保証	特別小口	特別小口保険	2,000万円
	9	公害保証	公害防止	公害防止保険	5,000万円 (組合の場合 1億円)
	10	エネルギー対策保証	エネルギー対策	エネルギー対策保険	2億円 (組合の場合 4億円)
	11	海外投資関係保証	海外投資関係	海外投資関係保険	2億円 (組合の場合 4億円)
	12	新事業開拓保証	新事業開拓	新事業開拓保険	2億円 (組合の場合 4億円)
	13	事業再生保証(DIP保証)	事業再生	事業再生保険	2億円
	14	特定社債保証(保証付私募債)	特定社債	特定社債保険	4億5,000万円
	15	流動資産担保融資保証(ABL保証)	ABL根保証 または ABL個別保証	流動資産担保保険	2億円
	16	一括支払契約保証	—	特定支払契約保険	10億円
	17	中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証	中堅企業	破綻金融機関等関連 特別無担保保険 破綻金融機関等関連 特別保険	6億円
	18	借換保証	利用する制度名 または 環境借換経安 環境借換一般 環境外借換	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	利用する保険及び保証制度の 定めるところによります。
	19	求償権消滅保証 (ランクアップ保証)	求償権消滅	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	利用する保険及び保証制度の 定めるところによります。
	20	小口零細企業保証	全国小口	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	2,000万円

記載内容は簡略化しておりますので、各保証制度の詳細につきましては、当協会までお問い合わせください

令和元年6月1日現在

保証期間 ※1	融資利率 (年率%)	保証料率(年率%) ※2		備 考
		責任共有対象	責任共有対象外	
20年以内(据置1年以内)	金融機関所定	0.45～1.90%	—	
1年以内	金融機関所定	0.45～1.90%	—	
1年間	金融機関所定	0.39～1.62%	—	一定の保証金額の範囲内で手形割引を繰り返し利用することが可能です。
1年以内	金融機関所定	0.45～1.90%	—	
1年間	金融機関所定	0.39～1.62%	—	一定の保証金額の範囲内で電子記録債権割引を繰り返し利用することが可能です。
1年間もしくは2年間	金融機関所定	0.39～1.62%	—	原則として担保は不要です。
1年間もしくは2年間	金融機関所定	0.39～1.62%	—	5,000万円を超える場合は、原則として担保が必要です。
運転 設備 6年以内 8年以内	金融機関所定	—	0.70%	従業員20人(商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人)以下の中小企業者が保証対象となります。 責任共有対象外(100%保証)です。 他の保証制度を利用していないことが条件となります。他種の保険を利用した場合は無担保保険に変更されます。
7年以内	金融機関所定	0.977%	—	
10年以内	金融機関所定	0.977%	—	
10年以内	金融機関所定	0.977%	—	原則として担保が必要です。
10年以内	金融機関所定	0.977%	—	
10年以内	金融機関所定	—	2.20%	責任共有対象外(100%保証)となります。
2年以上 7年以内	金融機関所定	0.45～1.90%	—	部分保証(保証割合80%)です。(発行最高限度額は5億6,000万円です) 取扱金融機関との共同保証形式となります。 保証金額が2億円を超える場合は担保が必要です。 保証金額は普通保険及び無担保保険(ともに経営安定関連保険特例分を除く)並びに特定社債保険を合わせて5億円が上限となります。
根 保 証 個別保証 1年間 1年以内	金融機関所定	0.68%	—	部分保証(保証割合80%)です。(融資限度額は2億5,000万円です) 必ず流動資産を担保とする必要があります。
1年以内	金融機関所定	0.25～1.54% (*)	—	部分保証(保証割合70%以下)です。 保証形式は、根保証となります。 (*) 保証料率は保証割合を乗じた率となります。
運転 5年以内(据置1年以内) 設備 7年以内(据置1年以内) 運転設備 7年以内(据置1年以内)	金融機関所定	—	0.65% または 0.75%	破綻金融機関等と金融取引を行っていたために、金融機関との金融取引に支障が生じている中堅事業者を保証対象とする制度です。 責任共有対象外(100%保証)となります。 破綻金融機関等関連特別無担保保険利用の場合、基準料率0.65%、破綻金融機関等関連特別保険利用の場合、基準料率0.75%となります。
利用する保険及び保証制度の 定めるところによります。	金融機関所定	利用する保険によって 決定します。		既往保証付融資の返済資金のほか、事業計画の内容に応じて当該返済資金以外の事業資金を含めることもできます。
利用する保険及び保証制度の 定めるところによります。	金融機関所定	—	利用する 保険によって 決定します。	責任共有対象外(100%保証)となります。
10年以内(据置6ヶ月以内)	金融機関所定	—	0.50～2.20% ※3	従業員20人(商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人)以下の中小企業者が保証対象となります。 責任共有対象外(100%保証)となります。 既往保証付融資との合計が2,000万円以下である必要があります。

保証制度名			制度略称 信用保証書の表示名	適用となる保険	保証限度額 ※1
国の保証制度	21	経営力強化保証	経営力強化	普通保険または無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	22	自主廃業支援保証	自主廃業支援	普通保険または無担保保険	3,000万円
国の保証制度（保険特例等）	23	セーフティネット保証 (経営安定関連保証)	経営安定関連	経営安定関連特例	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	24	創業等関連保証	創業等関連	創業等関連特例	1,500万円
	25	経営革新関連保証	経営革新関連	経営革新関連特例	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	26	創業関連保証	創業関連	創業関連特例	2,000万円
	27	再挑戦支援保証	再挑戦支援	創業関連特例	2,000万円
	28	経営承継関連保証	経営承継関連	経営承継関連特例	2億8,000万円
	29	東日本大震災復興緊急保証	震災緊急	東日本大震災復興緊急特例	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	30	事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	改善サポート	事業再生計画実施関連特例	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	31	経営力向上関連保証	経営力向上関連	経営力向上関連特例	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	32	地域経済牽引事業関連保証	地域牽引事業	地域経済牽引事業関連特例	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	33	地域経済牽引支援関連保証	地域牽引支援	地域経済牽引支援関連特例	2億8,000万円
	34	危機関連保証	危機関連保証	危機関連特例	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	35	特定経営承継関連保証	特定経営承継	普通保険または無担保保険	2億8,000万円

記載内容は簡略化しておりますので、各保証制度の詳細につきましては、当協会までお問い合わせください

令和元年6月1日現在

保証期間 ※1	融資利率 (年率%)	保証料率(年率%) ※2		備 考
		責任共有対象	責任共有対象外	
一括返済 1年以内 分割返済 運転 5年以内(据置1年以内) 設備 7年以内(据置1年以内) 借換 10年以内(据置1年以内)	金融機関所定	0.45～1.75%	0.50～2.20% (*)	(*) 責任共有対象外の保証付融資を本保証制度で借換える場合(同額内の借換に限ります)のみ、責任共有制度対象外(100%保証)となります。
1年以内	金融機関所定	0.45～1.90%	—	現在事業を行っている中小企業者であって、事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自主的な廃業を選択する中小企業者に対して、そのために必要となる事業資金を保証する制度です。
10年以内(据置1年以内)	金融機関所定	0.68%	0.80% ※4	1～4、6号は責任共有対象外(100%保証)となります。 普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。 中小企業保険法第2条第4項第6号の認定の場合、保証限度額が2億8,000万円から3億8,000万円となります。
10年以内(据置1年以内)	金融機関所定	—	0.70%	責任共有対象外(100%保証)となります。無担保保険を利用します。 保証金額は、一般保証分、創業関連保険特例分及び本保険特例分(廃止前の新事業創出関連保険特例分を含む)の無担保保険利用額を合わせて8,000万円が上限となります。
運転 5年以内(据置1年以内) 設備 7年以内(据置1年以内) 運転設備 7年以内(据置1年以内)	金融機関所定	0.68% ※5	※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。 新事業開拓保険を利用する場合は、3億円(組合6億円)まで利用できます。(ただし、他の新事業開拓保険分も含めます) 海外投資関係保険を利用する場合は、3億円(組合6億円)まで利用できます。(ただし、他の海外投資関係保険分も含めます)
10年以内(据置1年以内)	金融機関所定	—	0.70%	責任共有対象外(100%保証)となります。無担保保険を利用します。 保証限度額は、一般保証分、創業等関連保険特例分(廃止前の新事業創出関連保険特例分を含む)及び本保険特例(創業関連保険特例)分の無担保保険利用額を合わせて8,000万円が上限となります。 また、再挑戦支援保証と合わせて2,000万円が保証金額の上限となります。
10年以内(据置1年以内)	金融機関所定	—	0.70%	責任共有対象外(100%保証)となります。無担保保険を利用します。 保証金額は、一般保証分、創業等関連保険特例分(廃止前の新事業創出関連保険特例分を含む)及び本保険特例(創業関連保険特例)分の無担保保険利用額を合わせて8,000万円が上限となります。 また、創業関連保証と合わせて2,000万円が保証金額の上限となります。
運転 10年以内 設備 15年以内	金融機関所定	0.45～1.90%	※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。
10年以内(据置2年以内)	金融機関所定	—	0.80% ※4	責任共有対象外(100%保証)となります。 普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できますが、経営安定関連保険特例分及び災害関係保険特例並びに本保険特例分の合算で、普通保険に係る保証4億円、無担保保険に係る保証1億6,000万円が保証限度額となります。
一括返済 1年以内 分割返済 15年以内 (据置1年以内)	金融機関所定	0.68%	0.80% ※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。 責任共有対象外の保証付融資を本保証制度で借換える場合(同額内の借換に限ります)のみ、責任共有制度対象外(100%保証)となります。
運転 5年以内(据置1年以内) 設備 7年以内(据置1年以内)	金融機関所定	0.68%	0.80% ※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。 新事業開拓保険を利用する場合は、3億円(組合6億円)まで利用できます。(ただし、他の新事業開拓保険分も含めます) 海外投資関係保険を利用する場合は、3億円(組合6億円)まで利用できます。(ただし、他の海外投資関係保険分も含めます)
運転 10年以内(据置1年以内) 設備 10年以内(据置1年以内) 運転設備10年以内(据置1年以内)	金融機関所定	0.68%	0.80% ※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。
運転 10年以内(据置1年以内) 設備 10年以内(据置1年以内) 運転設備10年以内(据置1年以内)	金融機関所定	0.977%	1.150%	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。 承認連携支援計画に従って事業を行う一般社団法人及び一般財団法人を保証対象とする制度です。
10年以内(据置2年以内)	金融機関所定	—	0.80% ※4	責任共有対象外(100%保証)となります。 普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できますが、セーフティネット保証及び東日本大震災復興緊急保証、災害関係保証並びに本保証分の合算で、普通保険に係る保証4億円、無担保保険に係る保証1億6,000万円が保証限度額となります。
運転 10年以内(据置1年以内) 設備 15年以内(据置1年以内)	金融機関所定	0.45～1.90%	※4	事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者の代表者個人が対象となります。

保証制度名			制度略称 信用保証書の表示名	適用となる保険	保証限度額 ※1
国の保証制度（保険特例等）	36	商店街活性化促進事業関連保証	商店街活性化事業	普通保険または無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	37	経営承継準備関連保証	経営承継準備	普通保険または無担保保険	2億8,000万円
	38	特定経営承継準備関連保証	特定経営承継準備	普通保険または無担保保険	2億8,000万円
	39	新技術等実証関連保証	新技術等実証	普通保険または無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	40	革新的データ産業活用関連保証	革新的データ	普通保険または無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	41	先端設備等導入関連保証	先端設備等導入	普通保険または無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
群馬県融資制度	42	群馬県小規模企業事業資金	県小規模	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	2,000万円
	43	群馬県小規模企業事業資金 (小口零細企業資金)	県小規模小零	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	2,000万円
	44	群馬県中小企業設備支援資金	県設備支援	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	5,000万円
	45	群馬県中小企業パワーアップ資金	県パワーアップ または 県パワはばたけ	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	2億円 (内運転資金5,000万円)
	46	群馬県経営サポート資金 (Aタイプ:経営強化関連要件)	県サポートA	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	6,000万円
	47	群馬県経営サポート資金 (Bタイプ:セーフティネット保証等関連要件)	県サポートB	経営安定関連特例1号・2号・5号 または 東日本大震災復興緊急特例	6,000万円
	48	群馬県経営サポート資金 (Cタイプ:災害復旧関連要件)	県サポC復旧	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	5,000万円 (内運転資金3,000万円)
	49	群馬県経営サポート資金 (Fタイプ:危機関連保証要件)	県サポートF	危機関連特例	3,000万円
	50	群馬県緊急経営改善資金	県緊急経営改善	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	借換対象となる県制度融資の 既往融資残高
	51	群馬県中小企業再生支援資金	県再生〇〇	A, B保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります) C 事業再生保険	6,000万円
	52	群馬県創業者・再チャレンジ 支援資金(Aタイプ)	県創業者A	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	4,500万円 (内運転資金2,500万円)
	53	群馬県創業者・再チャレンジ 支援資金(B-1タイプ)	県創業者B1	創業等関連特例 または 創業関連特例	2,000万円
	54	群馬県創業者・再チャレンジ 支援資金(B-2タイプ)	県創業者B2	創業等関連特例 または 創業関連特例	2,000万円

記載内容は簡略化しておりますので、各保証制度の詳細につきましては、当協会までお問い合わせください

令和元年6月1日現在

保証期間 ※1	融資利率 (年率%)	保証料率（年率%） ※2		備 考
		責任共有対象	責任共有対象外	
10年以内（据置1年以内）	金融機関所定	0.68%	0.80% ※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。 各市区町村が作成する、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に記載されている事業に係る資金が対象となります。
運転 10年以内（据置1年以内） 設備 15年以内（据置1年以内）	金融機関所定	0.45～1.90%	※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。 事業承継・その他の事情等により、事業活動の継続に支障を来しているとして、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者が対象となります。
運転 10年以内（据置1年以内） 設備 15年以内（据置1年以内）	金融機関所定	1.15%	—	経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人であり、中小企業者の経営の承継にかかる資金が対象となります。
10年以内（据置1年以内）	金融機関所定	0.68%	0.80% ※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。 保証金額が8,000万円を超える場合は、原則として担保が必要です。
10年以内（据置1年以内）	金融機関所定	0.68%	0.80% ※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。 保証金額が8,000万円を超える場合は、原則として担保が必要です。
10年以内（据置1年以内）	金融機関所定	0.68%	0.80% ※4	普通・無担保・特別小口保険について別枠で利用できます。 保証金額が8,000万円を超える場合は、原則として担保が必要です。
運転 6年以内（据置6ヶ月以内） 設備 8年以内（据置6ヶ月以内）	1.95%以内	0.373～1.730% ※7	利用する 保険によって 決定します。	利用可能な金融機関は、地銀、第二地銀、信金、信組です。 従業員20人（商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人）以下の中小企業者が保証対象となります。 平成25年度までに融資実行された小規模企業事業資金Bタイプ及び小口零細企業資金と合わせて、2,000万円以下である必要があります。
運転 6年以内（据置6ヶ月以内） 設備 8年以内（据置6ヶ月以内）	1.9%以内	—	0.40～2.00% ※6	利用可能な金融機関は、地銀、第二地銀、信金、信組です。 従業員20人（商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人）以下の中小企業者が保証対象となります。 責任共有対象外（100%保証）となります。 既往保証付融資との合計が2,000万円以下である必要があります。
設備 10年以内（据置2年以内）	保証付の場合 2.2%以内	利用する保険によって 決定します。		「人にやさしい福祉のまちづくり条例」第21条で定める設備基準に適合する場合、融資限度額は6,000万円以内、融資利率は2.2%以内（保証付の場合）となります。
運転 7年以内（据置1年以内） 設備 12年以内（据置2年以内）	保証付の場合 1.4%以内	利用する保険によって 決定します。		「はばたけ群馬推進枠」に該当する場合、融資利率は1.2%以内（保証付の場合）となります。
運転 10年以内（据置1年以内） 設備 10年以内（据置2年以内）	1.75%以内	0.373～1.730% ※7	利用する 保険によって 決定します。	融資限度額はA B Cの各タイプ合計で1億2,000万円です。 経営安定関連保険特例は利用できません。（ただし、同額内借換の場合を除く） 融資限度額には群馬県経営強化支援資金の融資残高を含みます。
運転 10年以内（据置1年以内） 設備 10年以内（据置2年以内）	1.70%以内	0.68%	0.80% ※4	融資限度額はA B Cの各タイプ合計で1億2,000万円です。 融資限度額には群馬県セーフティネット資金及び群馬県経営サポート資金Dタイプの融資残高を含みます。
運転 7年以内（据置2年以内） 設備 10年以内（据置2年以内）	1.75%以内	0.373～1.730% ※7	利用する 保険によって 決定します。	融資限度額はA B Cの各タイプ合計で1億2,000万円です。 融資限度額には群馬県中小企業災害復旧資金の融資残高を含みます。
運転 10年以内（据置1年以内）	1.3%以内	—	0.80%	融資限度額はA B Cと別枠になります。
運転 10年以内（据置1年以内）	保証付の場合 1.35%以内	0.373～1.730% ※7	利用する 保険によって 決定します。	真水分の上乗せ（増額）は認められません。
A, B 運転10年以内（据置1年以内） 設備12年以内（据置2年以内） C 1年以内	A -1, A -2, B -1 1.75%以内 B -2, C 金融機関所定	0.373～1.730% ※7	利用する 保険によって 決定します。	求償権消滅保証、事業再生保険を利用する場合は責任共有対象外（100%保証）となります。
運転 5年以内（据置1年以内） 設備 10年以内（据置2年以内）	1.55%以内	0.373～1.730% ※7	利用する 保険によって 決定します。	融資限度額はA, B -1, B -2, B -3, Cの各タイプ合計で4,500万円です。
運転 5年以内（据置1年以内） 設備 7年以内（据置1年以内） 運転設備 7年以内（据置1年以内）	1.5%以内	—	0.70%	責任共有対象外（100%保証）となります。 融資限度額はA, B -1, B -2, B -3, Cの各タイプ合計で4,500万円です。 創業前の方が、創業等関連保険特例を利用した場合、自己資金額と同額が保証金額の上限となります。
運転 5年以内（据置1年以内） 設備 7年以内（据置1年以内） 運転設備 7年以内（据置1年以内）	1.5%以内	—	0.50%	当協会または認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受けた方が保証対象となります。 責任共有対象外（100%保証）となります。 融資限度額はA, B -1, B -2, B -3, Cの各タイプ合計で4,500万円です。 創業前の方が、創業等関連保険特例を利用した場合、自己資金額と同額が保証金額の上限となります。

保証制度名			制度略称 信用保証書の表示名	適用となる保険	保証限度額 ※1
群馬県融資制度	55	群馬県創業者・再チャレンジ支援資金（B-3タイプ）	県創業者B3	創業等関連特例 または 創業関連特例	2,000万円
	56	群馬県創業者・再チャレンジ支援資金（Cタイプ）	県創業者C	創業関連特例	1,000万円
	57	群馬県企業立地促進資金	県企業立地一般 または 県企業立地団地	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	15億円
	58	群馬デスティネーションキャンペーン等支援資金	群馬DC等	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	1億円 (内運転資金5,000万円)
	59	経営力強化アシスト資金	県アシスト	普通保険または無担保保険	6,000万円
県・市町村協調融資制度	60	小口資金	〇〇小口	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	1,250万円
	61	特別小口資金	〇〇特小	特別小口保険 (保険特例を使用した 特別小口保険も含む)	1,250万円
独自	62	群馬銀行環境配慮型私募債保証	群銀環境私募債	特定社債保険	2億円
	63	事業者カードローン当座貸越根保証「Gライイト」	Gライイトカード	普通保険または無担保保険	100万円以上 500万円
	64	事業承継保証制度「次世代サポート保証」	次世代サポート	普通保険または無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	65	借換保証制度「Gプライム保証」	Gプライム	普通保険または無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	66	事業承継サポート保証	承継サポート	普通保険または無担保保険	2億8,000万円
	67	財務要件型無保証人保証	財務型無保証人	普通保険または無担保保険	2億8,000万円 (組合の場合 4億8,000万円)
	68	金融機関連携型短期継続保証「Gリピート保証」	Gリピート保証	無担保保険	5,000万円
	69	SDGs私募債保証	SDGs私募債	特定社債保険	4億5,000万円
	70	創立70周年記念保証「Gリピートプラス保証」	リピートプラス	普通保険または無担保保険	7,000万円
	71	金融機関連携協調支援保証「令和パートナー保証」	令和パートナー	普通保険または無担保保険	7,000万円

- ※1 国の制度（一般保証含む）・当協会独自制度については、「保証限度額」「保証期間」を記載し、県・市町村制度については、「融資限度額」「融資期間」を記載しています。
- ※2 保証料率は基準料率を記載しています。貸付金額に対する率となります。
- ※3 普通保険、無担保保険を利用する場合、基準料率は0.50～2.20%となりますが、それ以外の保険を利用する場合は利用する保険によって決定します。
- ※4 特別小口保険を利用する場合、基準料率は0.70%となります。
- ※5 新事業開拓保険または海外投資関係保険を利用する場合、基準料率は責任共有対象0.977%となります。
- ※6 普通保険、無担保保険を利用する場合、基準料率は0.40～2.00%となりますが、それ以外の保険を利用する場合は利用する保険によって決定します。

記載内容は簡略化しておりますので、各保証制度の詳細につきましては、当協会までお問い合わせください

令和元年6月1日現在

保証期間 ※1	融資利率 (年率%)	保証料率（年率%） ※2		備 考
		責任共有対象	責任共有対象外	
運転 5年以内（据置1年以内） 設備 7年以内（据置1年以内） 運転設備 7年以内（据置1年以内）	1.5%以内	—	0.45%	当協会または認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受けた方で、女性または若者（34歳以下）またはシニア（55歳以上）の方が保証対象となります。 責任共有対象外（100%保証）となります。 融資限度額はA、B -1、B -2、B -3、Cの各タイプ合計で4,500万円です。 創業前の方が、創業等関連保険特例を利用した場合、自己資金額と同額が保証金額の上限となります。
運転 5年以内（据置1年以内） 設備 7年以内（据置1年以内） 運転設備 7年以内（据置1年以内）	1.5%以内	—	0.70%	再チャレンジを支援する制度です。 責任共有対象外（100%保証）となります。 融資限度額はA、B -1、B -2、B -3、Cの各タイプ合計で4,500万円です。
土地 15年以内（据置3年以内） 建物・設備12年以内（据置2年以内）	保証付の場合 1.0%以内	利用する保険によって 決定します。		保証限度額は利用する保険によって決定します。 保証付の場合の融資利率は、工業団地等1.0%以内、民有地等1.2%以内です。
運転 5年以内（据置1年以内） 設備 10年以内（据置2年以内）	保証付の場合 1.4%以内	0.373～1.730% ※7	利用する 保険によって 決定します。	ネーミングライツ制度を導入している金融機関からの申込に関しては、上限金利が0.1%引下げとなります。
運転 5年以内（据置1年以内） 設備 7年以内（据置1年以内） 運転設備 7年以内（据置1年以内） 借換 10年以内（据置1年以内）	2.1%以内	0.373～1.580%	—	責任共有対象外の保証付融資を本制度で借換える場合（同額内の借換に限ります）のみ、責任共有制度対象外（100%保証）となります。 同額借換で借換える場合、融資限度額は借換対象となる既往債務残高となります。
運転 6年以内（据置6ヶ月以内） 設備 8年以内（据置6ヶ月以内）	各市町村の定め によります	利用する保険によって 決定します。		県・市町村の保証料補助があります。※8
運転 6年以内（据置6ヶ月以内） 設備 8年以内（据置6ヶ月以内）	各市町村の定め によります	—	0.70%	従業員20人（商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人）以下の中小企業者が保証対象となります。 責任共有対象外（100%保証）です。 他の保証制度を利用していないことが条件となります。 市町村によって取扱いが異なりますので、詳細につきましては、各市長村へお問い合わせください。 県・市町村の保証料補助があります。※8
7年以内	金融機関所定	0.35～0.90%	—	部分保証（保証割合80%）です。（発行最高限度額は2億5,000万円です） 当協会と提携した金融機関のみ利用可能です。
1年間もしくは2年間	金融機関所定	0.39～1.62%	—	原則として担保は不要です。 本制度のご利用は1企業1件となります。
15年以内	金融機関所定	0.25～1.70%	—	
15年以内	金融機関所定	0.45～1.90%	—	
15年以内（据置2年以内）	金融機関所定	0.45～1.90%	※4	
一括返済 2年以内 分割返済運転7年以内（据置1年以内） 設備10年以内（据置1年以内） 運転設備10年以内（据置1年以内）	金融機関所定	0.45～1.90%	※4	
1年以内	金融機関所定	0.34～1.80%	—	保証限度額は、直近決算書の平均月商の2倍以内かつ、既存の保証協会の保証付残高の合計で8,000万円の範囲内となります。 本制度のご利用は1企業1件となります。
7年以内	金融機関所定	0.35～1.80%	—	部分保証（保証割合80%）です。（発行最高限度額は5億6,000万円です。）
1年以内	金融機関所定	0.35～1.80%	—	保証限度額は、直近決算書の平均月商の2倍以内かつ、既存の保証協会の保証付残高の合計で15,000万円の範囲内となります。 本制度のご利用は1企業1件となります。
10年以内	金融機関所定	0.45～1.90%	—	本保証の実行と同時に、保証付融資と同一期間でプロパー融資を協調融資して頂きます。 プロパー融資の協調割合については、今回の融資総額に対し、3割以上となります。 （既往借入金の借換を含む場合は、増額与信部分に協調割合が適用されます。）

※7 普通保険、無担保保険を利用する場合、基準料率は0.373～1.730%となりますが、それ以外の保険を利用する場合は利用する保険によって決定します。

※8 各市町の一部融資制度については保証料補助がありますが、補助率が異なるため詳細につきましては当協会までお問い合わせください。

各制度の対象者、要件、条件、必要書類等詳細につきましては、当協会までお問い合わせください。
 県・市町村の制度融資につきましては、本表掲載以外のものもございます。詳しくは、県・市町村または当協会までお問い合わせください。

群馬県信用保証協会業務区域図



- 本店・営業部
- 各支店

本店・営業部



〒371-0026 前橋市大手町三丁目3番1号
群馬県中小企業会館4・5・6階

総務部	総務課	TEL 027-231-8816	FAX 027-234-8823
企画課	TEL 027-231-8874	FAX 027-234-8823	
経理課	TEL 027-231-8674	FAX 027-234-8823	
情報システム課	TEL 027-231-8796	FAX 027-231-8338	
保証推進課	TEL 027-231-8875	FAX 027-231-8814	
経営支援課	TEL 027-219-6003	FAX 027-231-8814	
財務支援課	TEL 027-225-5025	FAX 027-231-8814	
保証事務課	TEL 027-219-6001	FAX 027-231-8096	
管理統括部	管理統括課	TEL 027-231-8946	FAX 027-231-8424
代位弁済課	TEL 027-231-8842	FAX 027-231-8424	
営業部 (受付)	TEL 027-231-8817	FAX 027-231-9459	
保証第一課	TEL 027-231-8818	FAX 027-231-9459	
保証第二課	TEL 027-231-8819	FAX 027-231-9250	
管理課	TEL 027-231-8820	FAX 027-231-8096	
検査室	TEL 027-289-5205	FAX 027-234-8823	

女性創業応援チーム
「シルキー・クレーン」 TEL 027-226-6112

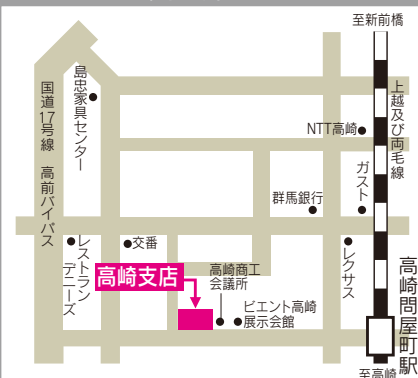
● 業務区域

前橋市／伊勢崎市／沼田市／渋川市／北群馬郡／吾妻郡／利根郡／佐波郡

● 駐車場

事務所構内に駐車場がございます。

高崎支店



〒370-0006 高崎市問屋町二丁目7番地2

保証第一課 TEL 027(362) 7733
保証第二課 TEL 027(362) 7734
管理課 FAX 027(363) 2223

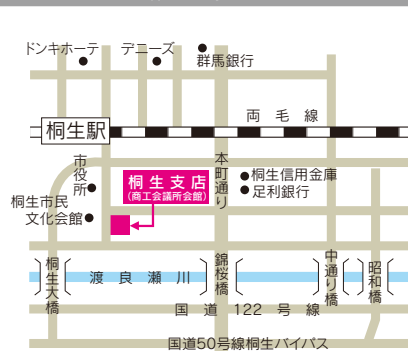
● 業務区域

高崎市／藤岡市／富岡市／安中市／多野郡／甘楽郡

● 駐車場

事務所構内に駐車場がございます。

桐生支店



〒376-0023 桐生市錦町三丁目1番25号
(桐生商工会議所会館4階)

保証課 TEL 0277(43) 6211
管理課 TEL 0277(43) 6212
FAX 0277(43) 9181

● 業務区域

桐生市／みどり市

● 駐車場

事務所構内に駐車場がございます。

太田支店



〒373-0851 太田市飯田町1180番地

TEL 0276(48) 8811 (代表)
FAX 0276(48) 8810

● 業務区域

太田市／館林市／邑楽郡

● 駐車場

駐車場が上記地図のとおりございます。